

京都子育て支援医療制度のご案内

1. 京都子育て支援医療制度とは

木津川市に住所がある0歳から満18歳に達した最初の3月31日（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日）までの乳児・幼児、児童を対象として、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成する制度です。

※ 福祉医療（障害・ひとり親）や生活保護など他の制度で医療費の助成を受けることができる方は対象外です。

2. 京都子育て支援医療費受給者証の交付申請について

【京都子育て支援医療費受給者証の交付申請に必要な書類等】

- ① 京都子育て支援医療費受給者証交付等申請書
- ② 受給者証を交付するお子さまの資格確認書等
(加入医療保険の資格が確認できるもの)

【申請方法】

- ① 窓口または郵便（木津川市役所国保年金課）
- ② 右記のQRコードから電子申請

電子申請はこちら↓



3. 助成の対象となる医療費について

健康保険の適用を受けた医療費から、医療機関（総合病院の場合は内科・歯科別）ごと1か月に一部負担金200円を差し引いた額。

- ※ 入院時食事代、差額ベッド代、個室料や予防接種、薬の容器代、先発医薬品の処方を希望した場合に生じる特別料金、健康診断の費用、文書料、初診時選定療養費等は助成対象外です。
- ※ 加入の健康保険で高額療養費や付加給付の対象となる場合は、そちらが優先になります。
- ※ 調剤薬局では一部負担金200円はかかりません。
- ※ 学校でケガ等をされた場合は、災害共済給付制度が優先されます。請求される場合、子育て支援医療費助成制度は利用できません。

4. 受給者証の種類について

京都子育て支援医療費受給者証には白色とさくら色の2種類があります。

- ※ 0歳から小学生までの方は、白色の京都子育て支援医療費受給者証のみを交付します。（令和9年4月以降は0歳から中学生まで）
- ※ さくら色の受給者証は、1度目は小学6年生の3月末頃、2度目は中学3年生の3月末頃に郵送で交付します。（令和9年4月以降は中学3年生の3月末頃のみ交付します。）

5. 京都府内の医療機関を受診するとき

医療機関の窓口で、京都子育て支援医療費受給者証とマイナ保険証又は資格確認書を提示してください。

これにより、一部負担金200円（自己負担額が200円に満たないときはその金額）を支払うこととなります。

	通 院	入 院
0歳から小学生まで	<u>白色</u> ＋マイナ保険証等	<u>白色</u> ＋マイナ保険証等
中学生まで	<u>さくら色</u> ＋マイナ保険証等 (令和9年4月以降 <u>白色</u>)	<u>白色</u> ＋マイナ保険証等
18歳の年度末まで	<u>さくら色</u> ＋マイナ保険証等	<u>さくら色</u> ＋マイナ保険証等

6. 京都府外の医療機関を受診するとき

医療機関の窓口でマイナ保険証又は資格確認書を提示し、健康保険の自己負担額をお支払いください。京都子育て支援医療費受給者証は使用できません。

7. 医療費支給（償還払い）の申請について

京都府外の医療機関を受診したときなどは、次の手続きにより一部負担金200円を除く自己負担額について償還払いを受けることができます。

【医療費支給（償還払い）に必要な書類等】

- ① 福祉医療費等支給申請書（受診月別に1枚必要）
 - ② 領収証書（原本）
- （初めての申請又は振込先口座を変更する場合）
- ③ 福祉医療費等振込先口座登録依頼書
 - ④ 振込先口座がわかるもの（通帳等）

【申請窓口】

市役所国保年金課 <<取次のみ>>加茂支所、山城支所、西部出張所

- ※ 医療機関の自己負担額が健康保険法に基づき10円未満の端数が四捨五入されていることにより、子育て支援医療費支給額が自己負担額より少なくなる場合があります。
- ※ 支給日は原則申請のあった日の翌月末です。ただし、書類不備、高額療養費が発生する場合、支給が翌々月末以降となることがあります。
- ※ 支給申請は、支払日の翌日から起算して5年以内に行ってください。

8. 補装具の申請について

健康保険の給付対象となる補装具を製作した場合、先に加入している健康保険から健康保険適用分の支給を受けてください。その後、健康保険組合等から発行される療養費の支給決定通知、医師の診断書（写し）、装着証明書（写し）及び明細書（写し）を上記【医療費支給（償還払い）に必要な書類】と併せて申請してください。

9. 小児等弱視用眼鏡の申請について

医療費の助成を受けることができるのは、9歳未満の乳幼児、児童に限ります。健康保険の給付対象となる小児等弱視用眼鏡を作成した場合、先に加入している健康保険から健康保険適用分の支給を受けてください。その後、健康保険組合等から発行される支給決定通知、医師の処方せん（写し）及び弱視用眼鏡の領収証書（写し）を上記【医療費支給（償還払い）に必要な書類】と併せて申請してください。なお、助成金額・回数には上限があります。

10. 交付申請時の内容に変更が生じたとき

京都子育て支援医療制度の対象となる乳幼児、児童について、住所、氏名、加入する健康保険、世帯状況等に変更が生じたときは、おおむね14日以内に変更届の提出が必要です。

11. その他

加入保険については、マイナンバーで照会場合があります

同じ病気で複数の医療機関を受診すると重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。医療機関への適正な受診を心がけましょう。

お問い合わせ

木津川市役所 国保年金課医療係 （0774）75－1214（直通）